附則第二十三条第一項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

附則第二十五条、第三十四条及び第三十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十八条第一項中「平成三十一年六月三十日」を「令和元年六月三十日」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

第十二条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十五号

国土交通省組織令及び交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第十八条第四項並びに第二十一条第四項及び第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項及び第三十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二百二十三条」を「・第二百二十二条」に、「第二百二十四条―第二百二十四条の九」を「第二百二十三条―第二百二十四条の十」に改める。

第二条第二項中「、総合政策局に公共交通政策部を」を削る。

第四条第一項第二十七号中「第四十五条第一号」を「第四十七条第一号」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公共交通・物流政策審議官」を加え、「、物流審議官」を削り、「危機管理・運輸安全政策審議官」の下に「、海外プロジェクト審議官、公文書監理官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官一人」の下に「、公共交通・物流政策審議官一人」を加え、「、物流審議官一人」を削り、「危機管理・運輸安全政策審議官一人」の下に「、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人」を加え、「二十人」を「二十一人」に改め、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8　海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

9　公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十七人」を「十八人」に、「二人」を「一人」に改める。

第二十五条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　国土交通省の保有する情報の公開に関すること。

第二十六条中「次に掲げる」を「広報に関する」に改め、同条各号を削る。

第三十六条第一項中「、公共交通政策部に置くもののほか」を削り、「十四課」を「十六課」に、「交通政策課　地域交通課　モビリティサービス推進課」を「物流政策課　国際物流課」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条第三号中「公共交通政策部」を「交通政策課及びモビリティサービス推進課」に改める。

第四十九条及び第五十条を削り、第四十八条を第五十条とする。

第四十七条第一号中「国際物流課」を「物流政策課」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条を第四十七条とし、第四十四条を削る。

第四十三条第一号、第六号及び第九号中「（国際物流課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第四十六条とする。

第四十二条の次に次の三条を加える。

（交通政策課の所掌事務）

第四十三条　交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（地域交通課の所掌に属するものを除く。）。

二　運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。次号において同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

三　運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

四　運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。

（地域交通課の所掌事務）

第四十四条　地域交通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する援助及び助成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。

二　都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

三　公共交通機関の確保及びその機能の改善に関する総合的な事業の助成に関すること。

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。